

平成 10 年 11 月 30 日  
気 象 庁 予 報 部

## 配信資料に関する技術情報（気象編）第 44 号 — JMC 通報廃止に伴う配信資料の変更について —

1929 年に採択された「海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）」による海上における搜索救難活動の国際的な枠組みの一環として、北西太平洋を航行する船舶に対して全般海上警報等の気象情報を、モールス無線電信（JMC）で通報してきました。

また、1988 年、旧来の無線電信に代わる衛星通信等を用いたより迅速かつ確実な搜索救難活動等を実施するために、SOLAS 条約が改正され、「海上における遭難及び安全のための世界的な制度」（GMDSS：Global Maritime Distress and Safety System）が制定されたことの一環として、1992 年 2 月 1 日より、インマルサット（海事衛星）の Safety NET サービスによる全般海上警報の通報を実施しています。

モールス無線電信を用いた JMC は、GMDSS が完全に義務化されるまでの移行措置として通報を継続してきましたが、1999 年 2 月 1 日に完全義務化されることに伴い、この日をもって廃止致します。

現在、JMC 通報用として作成・配信しております「WWJP20（全般海上警報：欧文）」、「WWJP21（臨時警報：欧文）」の作成を取り止め、次のとおり配信資料の変更を実施します。

### 1. 配信資料の変更

[現在配信している情報]	[変更後の情報]
WWJP20（全般海上警報）	{ WWJP25（定時報） WTJP2i（台風に関する情報：定時）
WWJP21（臨時警報）	{ WWJP26（臨時報） WTJP3i（台風に関する情報：臨時）

(注) i : 台風が 1 個の場合は 1 を, 台風が複数ある場合は, 2 ~ 6 の数値を使って 台風を識別する。

## 2. 変更のスケジュール

(1) 平成 10 (1998) 年 12 月 15 日 (火) から新規に配信する資料

- ① WWJ P 2 5 (全般海上警報)
- ② WWJ P 2 6 (臨時警報)
- ③ WTJ P 2 i (台風に関する情報)
- ④ WTJ P 3 i (台風に関する情報 : 臨時)

※ i = 1 ~ 6

(2) 平成 11 (1999) 年 2 月 1 日 (月) をもって廃止する配信資料

- ① WWJ P 2 0 (全般海上警報)
- ② WWJ P 2 1 (臨時警報)

(注) 平成 10 年 12 月 15 日 ~ 平成 11 年 (1999) 1 月 31 日の期間は, 全般海上警報 (臨時を含む) は二重に配信されます。